

資料1

令和7年度の取組方針及び討議事項(事務局案)

目次

1. 今年7年度標準化研究会の取組方針(案)
2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

1. 今年7年度標準化研究会の取組方針(案)

1. 今年7年度標準化研究会の取組方針(案)

1-1. 取組方針

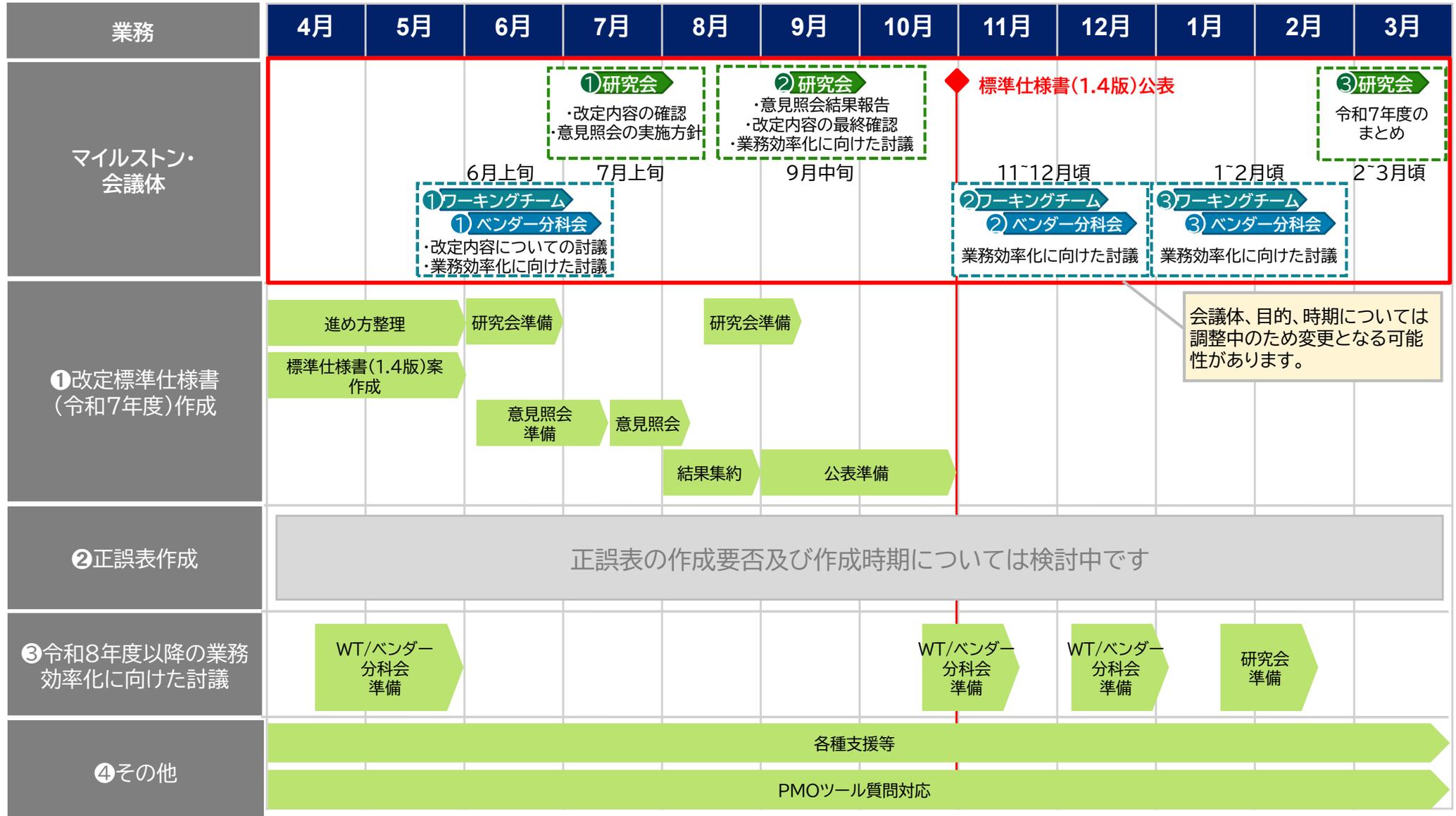
令和7年度は以下の取組みについて、研究会等を通して討議のうえ対応することを想定しております

No.	仕様書等への反映時期	取組内容	詳細
1	令和7年度	法令・制度改正への対応	<ul style="list-style-type: none">法令・制度改正内容の標準仕様書への反映を行う他の制度所管庁との協議が必要となる事項については原則、令和8年度以降に対応するその他の要因による令和7年度の改定は原則行わず、討議のみとする
2		誤記訂正等の正誤表による対応	<ul style="list-style-type: none">あきらかな誤記の訂正、機能要件の考え方等の加除等の対応が必要となった場合は正誤表にて対応する
3	令和8年度以降	令和8年度以降の業務効率化に向けた討議	<ul style="list-style-type: none">業務効率化に向けた議題について検討を行う
4	—	その他	<ul style="list-style-type: none">令和7年度中に検討が必要な事項があれば研究会等で提示し、討議する

1. 今年7年度標準化研究会の取組方針(案)

1-2. スケジュール

令和7年度のスケジュール案を以下記載します。現時点での案となりますので、変更がある場合は必要に応じて更新します



2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

2-1. 議題案一覧

令和7年度標準化研究会の議題案は以下のとおりです。各議題案の詳細については次ページ以降にてご説明します

No.	取組内容	区分	議題案	仕様書等への反映時期
1	法令・制度改正への対応	討議	育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定	令和7年度
2	令和8年度以降の業務効率化に向けた事項	討議	「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)	令和8年度以降
3			「自治体情報システム標準化における日本年金機構とのシステム連携による効率化」の実現に向けた検討	
4		報告	出入国在留管理庁とのデータ連携の実現(国籍変更報告等)に向けた検討	
5			標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法	
6			「書かない窓口」の実現に向けた検討	
7	「交付金事務」の業務改善等に係る検討			

2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

2-2. 議題案No1. 育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定

国民年金法の一部改正による育児期間免除措置の創設に伴い、標準仕様書改定が必要となるため、本議題案について討議対象とします

国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置について

1. 改正の概要 (国民年金法の一部改正)

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設する。
※当該期間に係る被保険者期間の各月を保険料納付済期間に算入する。

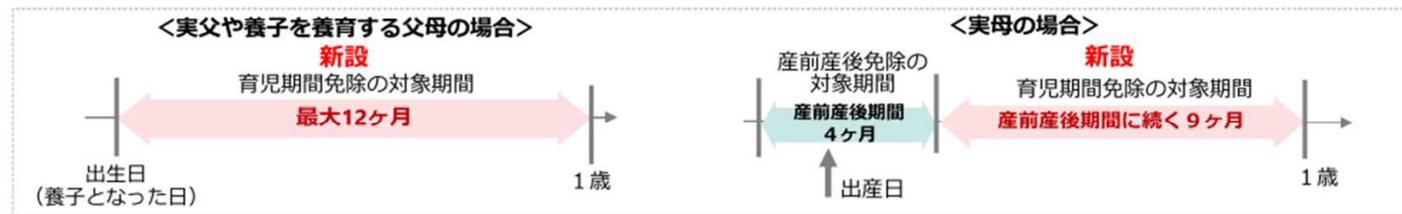
2. 免除に係る要件等について

①対象期間や要件等

- ・ 子を養育する国民年金第1号被保険者を父母ともに措置の対象とする。
- ・ 育児休業を取得することができる被用者とは異なり、自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第1号被保険者については、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、その多様な実態を踏まえ、第1号被保険者全体に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置とすることとし、一般的に保険料免除を行う際に勘案する所得要件や休業要件は設けない。

②対象となる免除期間の考え方

- ・ 原則として子を養育することになった日から子が1歳になるまでを育児期間免除の対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は産後免除期間に引き続く9ヶ月を育児期間免除の対象期間とする。
- ・ 育児期間免除の対象期間における基礎年金額については満額を保障する。



3. 財源について

今般新設する免除措置は、必ずしも所得の減少が生じない者も含めて育児期の被保険者を広く対象とし、社会全体で子育て世代を支える育児支援措置の一環として実施するため、「子ども・子育て支援金」を充てる。

4. 施行時期

- ・ 2026年10月1日施行

出典:子ども・子育て支援金制度について
「国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置について」

2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

2-2. 議題案No1.育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定

議題案の討議のポイントについて以下記載します

討議のポイント

① 育児期間保険料免除措置の創設に伴い生じる事務

- 新たに生じる具体的な業務内容は何か
- その業務を遂行するために必要な業務フローは何か
- また、必要となる機能等の要件は何か

② 育児期間保険料免除措置の創設により 産前産後保険料免除業務に与える影響

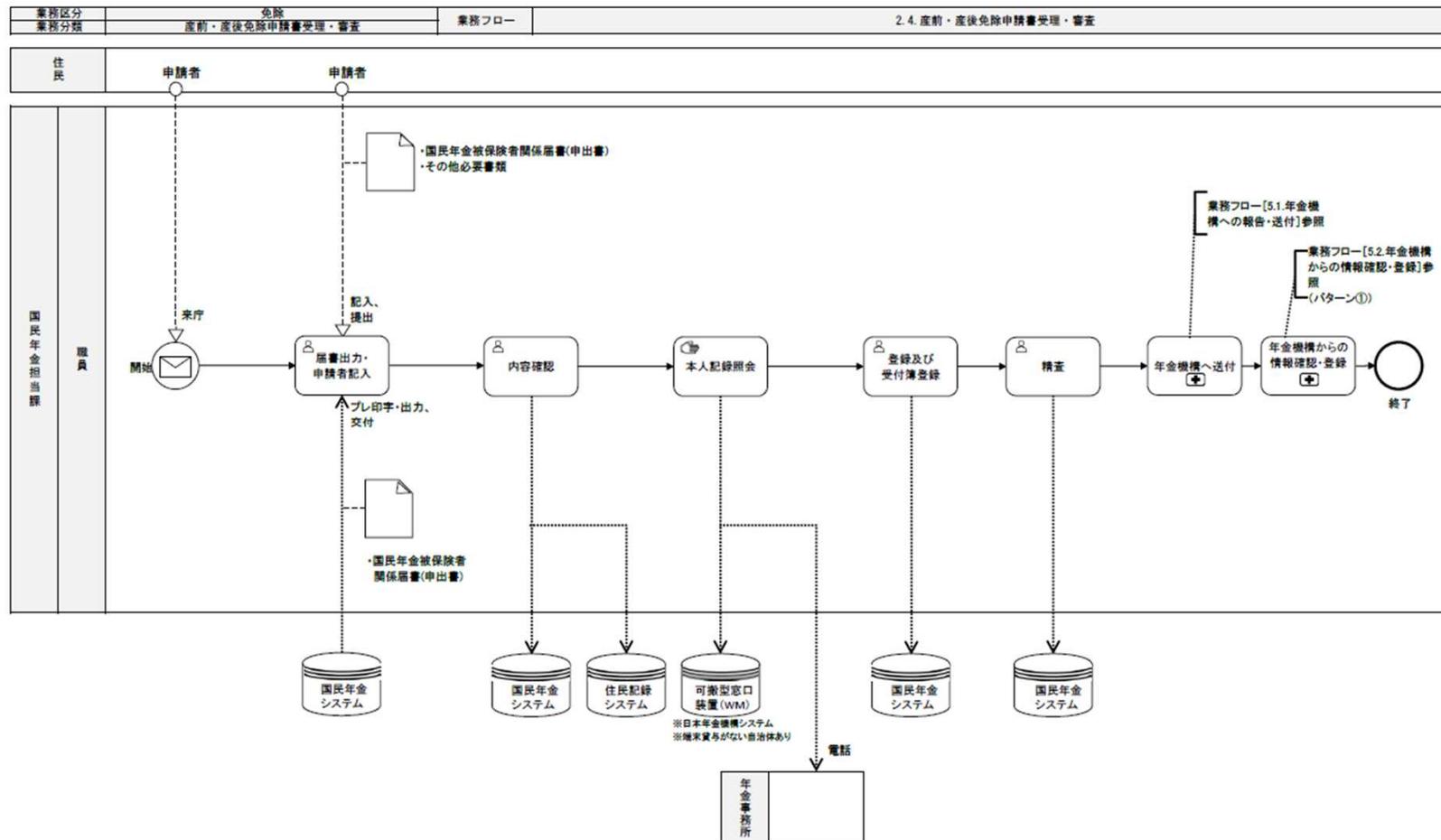
- 育児期間免除措置の創設により、現行の産前産後免除業務にどのような影響があるか
- その影響を踏まえ、改定が必要な業務フローは何か
- 改定の対象となる機能・帳票要件は何か

2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

2-2. 議題案No1. 育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定 (業務フロー)

業務フローの作成にあたっては、育児期間保険料免除に係る届出の様式について、産前・産後免除該当届と一体化した帳票を新たに作成することを検討しています。そのため、「産前・産後免除申請書受理・審査」の業務フローも考慮し、フローの追加等に対応を行います

(参考)2.4.産前・産後免除申請書受理・審査の業務フロー



2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

2-2. 議題案No1. 育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定 (帳票レイアウト)

(参考) 育児期間保険料免除措置に係る帳票案

育児期間保険料免除措置に関する帳票案「育児免除該当届・終了届」は、「産前産後免除該当届」と一体の様式として、新規帳票を作成することを検討しています

<table border="1"> <tr><td>様式コード</td></tr> <tr><td>9 9 9 9</td></tr> </table>	様式コード	9 9 9 9	(案) 国民年金 産前産後免除該当届 育児免除該当・終了届																						
様式コード																									
9 9 9 9																									
裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。																									
市区町村長 令和 年 月 日 日本年金機構理事長 あて 以下のとおり届け出ます。 氏 名 : _____ 被保険者 との続柄 : 1. 本人 2. その他()	<table border="1"> <tr> <th style="width: 50%;">市区町村</th> <th style="width: 50%;">日本年金機構</th> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"></td> <td style="height: 80px;"></td> </tr> </table>	市区町村	日本年金機構																						
市区町村	日本年金機構																								
基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「①個人番号」に左詰めで記入してください。																									
A 被保険者	<table border="1"> <tr> <td>① 個人番号 <small>(又は基礎年金番号)</small></td> <td>② 生年月日</td> <td>5. 令和 7. 平成</td> </tr> <tr> <td>③ 氏名 <small>(フリガナ)</small></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>④ 郵便番号</td> <td>⑤ 電話番号</td> <td>1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯番号 4. その他</td> </tr> <tr> <td>⑥ 住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	① 個人番号 <small>(又は基礎年金番号)</small>	② 生年月日	5. 令和 7. 平成	③ 氏名 <small>(フリガナ)</small>			④ 郵便番号	⑤ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯番号 4. その他	⑥ 住所														
① 個人番号 <small>(又は基礎年金番号)</small>	② 生年月日	5. 令和 7. 平成																							
③ 氏名 <small>(フリガナ)</small>																									
④ 郵便番号	⑤ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯番号 4. その他																							
⑥ 住所																									
●産前産後免除の届出を行う場合																									
B 届出事項	<table border="1"> <tr> <td>⑦ 出産(予定)日</td> <td>7. 平成</td> <td>⑧ 産胎・多胎の別</td> <td>1. 単胎 2. 多胎</td> </tr> <tr> <td>⑨ 備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	⑦ 出産(予定)日	7. 平成	⑧ 産胎・多胎の別	1. 単胎 2. 多胎	⑨ 備考																			
⑦ 出産(予定)日	7. 平成	⑧ 産胎・多胎の別	1. 単胎 2. 多胎																						
⑨ 備考																									
●育児免除の届出を行う場合(子の養育を開始した場合)																									
C 届出事項	<table border="1"> <tr> <td>⑩ 氏名 <small>(フリガナ)</small></td> <td>⑪ 生年月日</td> <td>9. 令和</td> </tr> <tr> <td>⑫ 性別</td> <td>1. 男性 2. 女性</td> <td>⑬ 区分</td> <td>1. 養子 2. 養子 3. その他()</td> </tr> <tr> <td>⑭ 個人番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>⑮ 育児免除事由</td> <td colspan="3"> 産前産後免除から引き続いて育児免除となる場合 上記以外の場合 </td> </tr> <tr> <td>⑯ 育児免除当日</td> <td colspan="3"> ⑯欄が「1. 産前産後免除の終了」の場合は産前産後免除終了日の翌月1日を記載してください。 ⑯欄が「2. 産前産後免除の終了」以外の場合は育児開始日の翌月1日を記載してください。 </td> </tr> <tr> <td>⑰ 備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	⑩ 氏名 <small>(フリガナ)</small>	⑪ 生年月日	9. 令和	⑫ 性別	1. 男性 2. 女性	⑬ 区分	1. 養子 2. 養子 3. その他()	⑭ 個人番号				⑮ 育児免除事由	産前産後免除から引き続いて育児免除となる場合 上記以外の場合			⑯ 育児免除当日	⑯欄が「1. 産前産後免除の終了」の場合は産前産後免除終了日の翌月1日を記載してください。 ⑯欄が「2. 産前産後免除の終了」以外の場合は育児開始日の翌月1日を記載してください。			⑰ 備考				
⑩ 氏名 <small>(フリガナ)</small>	⑪ 生年月日	9. 令和																							
⑫ 性別	1. 男性 2. 女性	⑬ 区分	1. 養子 2. 養子 3. その他()																						
⑭ 個人番号																									
⑮ 育児免除事由	産前産後免除から引き続いて育児免除となる場合 上記以外の場合																								
⑯ 育児免除当日	⑯欄が「1. 産前産後免除の終了」の場合は産前産後免除終了日の翌月1日を記載してください。 ⑯欄が「2. 産前産後免除の終了」以外の場合は育児開始日の翌月1日を記載してください。																								
⑰ 備考																									
●育児免除終了の届出を行う場合(子の養育を終了した場合)																									
D 届出事項	<table border="1"> <tr> <td>⑱ 氏名 <small>(フリガナ)</small></td> <td>⑲ 生年月日</td> <td>9. 令和</td> </tr> <tr> <td>⑳ 性別</td> <td>1. 男性 2. 女性</td> <td>㉑ 区分</td> <td>1. 養子 2. 養子 3. その他()</td> </tr> <tr> <td>㉒ 終了事由</td> <td colspan="3"> 1. 子の死亡 3. 親子関係の終了 2. 親縁の解消 4. その他() </td> </tr> <tr> <td>㉓ 備考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	⑱ 氏名 <small>(フリガナ)</small>	⑲ 生年月日	9. 令和	⑳ 性別	1. 男性 2. 女性	㉑ 区分	1. 養子 2. 養子 3. その他()	㉒ 終了事由	1. 子の死亡 3. 親子関係の終了 2. 親縁の解消 4. その他()			㉓ 備考												
⑱ 氏名 <small>(フリガナ)</small>	⑲ 生年月日	9. 令和																							
⑳ 性別	1. 男性 2. 女性	㉑ 区分	1. 養子 2. 養子 3. その他()																						
㉒ 終了事由	1. 子の死亡 3. 親子関係の終了 2. 親縁の解消 4. その他()																								
㉓ 備考																									
市区町村・日本年金機構連絡欄																									

2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

2-2. 議題案No2.「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)

議題案の概要及び討議のポイントについて以下記載します

概要

■**要望元:** 市町村

■**要望内容:**

- ・ 障害年金の相談があった際、厚生労働省HPに掲載されている「障害基礎年金相談シート」※をベースに聞き取りを行い、その内容をシステムに入力し管理をしている
- ・ 標準準拠システム移行後は、メモ機能を活用して相談内容管理することになるが、当該機能のみでは管理が難しい
- ・ 「障害基礎年金相談シート」に沿った管理項目を追加または、メモ機能を拡充する等して、標準化後の国民年金システム上で管理ができるようにしてほしい

■**想定影響範囲(関連する標準仕様書等):**

- ・ 国民年金システム 機能・帳票要件一覧
- ・ 国民年金システム 基本データリスト

※掲載箇所

市町村国民年金事務サポートツール 市町村向け業務支援ツール
障害基礎年金 窓口相談対応票(相談記録)

討議のポイント

- 障害年金等の各種年金相談について、現状の機能で管理が可能か、また業務上に支障となる事項、課題は何か
- 上記を踏まえた、対応方針の検討
- 対応が必要と判断された場合の具体的な内容(業務フロー、機能要件の修正等)は何か

2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

討議

No.1

No.2

No.3

No.4

No.5

No.6

No.7

2-2. 議題案No3. 「自治体情報システム標準化における日本年金機構とのシステム連携による効率化」の実現に向けた検討

議題案の概要について以下記載します

概要

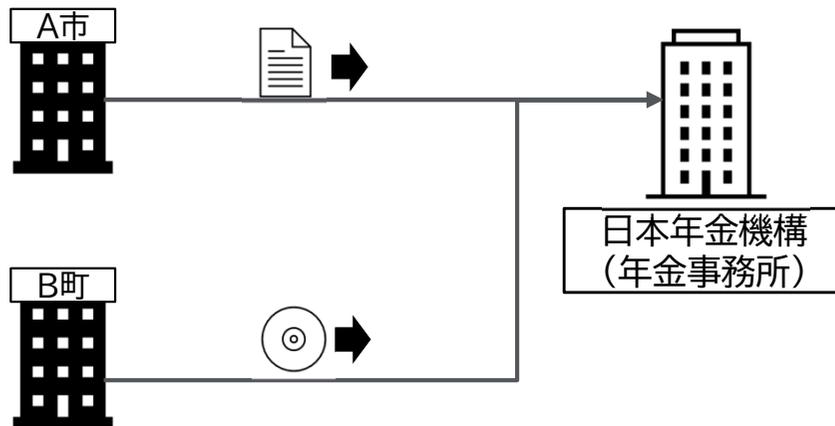
■検討の背景

- 現在、市町村と日本年金機構の間では、CD等の電子媒体又は紙媒体により多数の情報交換が行われている
- 「自治体情報システム標準化」により、市町村側のシステム仕様が統一された段階で、ネットワーク連携による情報交換の効率化と、これに基づく業務の効率化を諮って参りたいと考えている

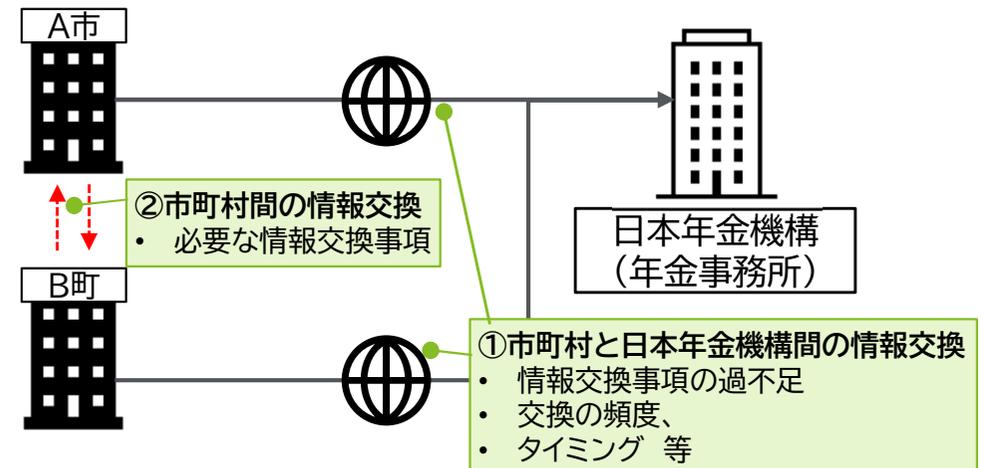
■検討の範囲

- 全ての市町村と日本年金機構の間のネットワーク連携については、本研究会検討事項の対象外とする
- 現在行われている特別徴収に係る情報交換は、別途の検討が行われているため、本研究会検討事項の対象外とする
- 検討事項としては、単に、現状の情報交換事項をネットワーク連携により効率化するだけにとどまらず、
 - ① 市町村と日本年金機構の間の情報交換事項に過不足等改善事項がないか
 - ② 市町村間で行った方が良い情報交換事項はないかといった、現在の事務処理基準に留まらない検討を実施する

現状:CD等の電子媒体や紙媒体による情報交換



将来像:ネットワーク連携による情報交換



2-2. 議題案No4.出入国在留管理庁とのデータ連携の実現(国籍変更報告等)に向けた検討

議題案の概要について以下記載します

概要

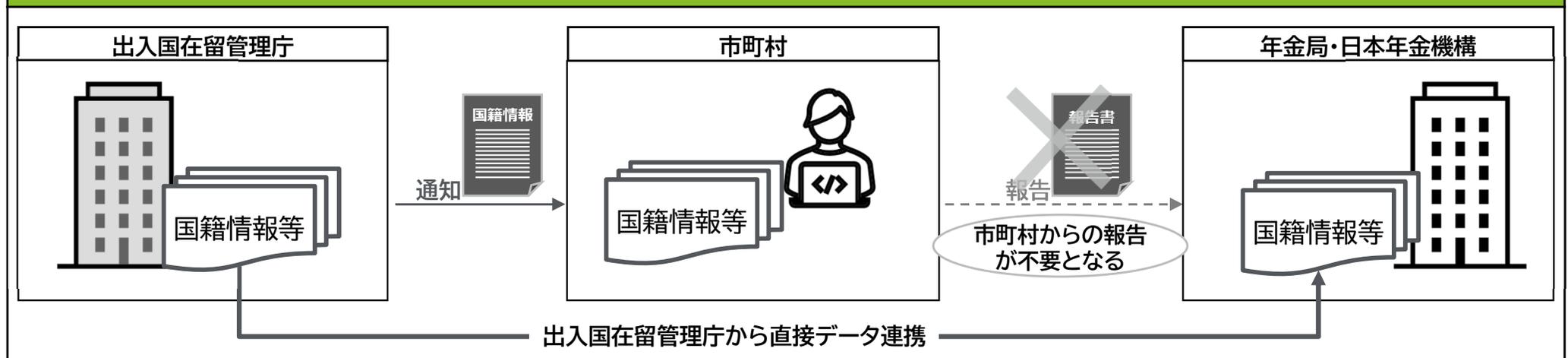
■年金局における出入国在留管理庁との連携

- 年金事業運営においても在留外国人の対応は重要課題となっており、昨年末の第76回社会保障審議会年金事業管理部会においても議論があった
- 年金局としては、在留外国人の方々に対して、適切な時期に年金制度の周知広報を行い、年金制度に対するご理解のもと、適用や保険料納付を行っていただくことが重要と考えている
- このため、これまで出入国在留管理庁と連携し、空港における周知広報や外国人向けリーフレットを活用した年金制度説明を実施している。今後は、就労を目的として入国される外国人に対する研修の機会を利用した年金制度説明などを行うこととしている
- 更なる取り組みとして、出入国在留管理庁との国籍情報等の連携も検討の対象になるものと考えている
- 出入国在留管理庁との今後の協議・検討状況につきましては、適宜、報告させていただく

■構成員である市町村の皆様への依頼

出入国在留管理庁とは様々な連携の方策を検討してまいりたいと考えており、参考となる事項等あればご助言等いただきたい

将来像:出入国在留管理庁との直接的なデータ連携



2. 令和7年度標準化研究会の討議事項(案)

2-2. 議題案No5.標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法

議題案の概要について以下記載します

概要

■要望元：市町村

■要望内容：

- ・ 国民年金システムではなく、税務システムについての意見。当市の税システムでは「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の数値をカスタムで保持していたが、標準化により保持しなくなる予定。国民年金の免除試算に大きな影響があることから、標準化後の税務システムに実装が必要

■税務システムの状況：

(現行の税務システム)

- ・ 現行、一部自治体の税務システムにおいて、「16歳以上19歳未満扶養親族数」の情報を管理・保持している

(標準化後の税務システム)

- ・ 税務領域では、標準仕様書に「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の情報を管理項目として定義していない状況

■本議題案の検討方針

- ① 構成員である市町村の皆様の本議題に係る実務運用を確認
- ② 確認した実務運用を踏まえ、下記の検討・調整を想定
 - 国民年金システムに必要な機能要件の検討
 - 税務システム標準仕様書を所管する総務省への確認・調整

■構成員である市町村の皆様への依頼

- ・ 現状の「16歳以上19歳未満扶養親族数」の確認方法
 - 税システムとの連携、税システムの直接確認、担当者間での連携 等
- ・ 標準準拠システム移行後の「16歳以上19歳未満扶養親族数」の確認方法(想定)

2-2. 議題案No6.「書かない窓口」の実現に向けた検討

議題案No7.「交付金事務」の業務改善等に係る検討

議題案の概要について以下記載します

議題案	概要
No6. 「書かない窓口」 の実現に向けた 検討	<p>■検討の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省から示された方針等に基づき、自治体窓口業務等における「書かない窓口」を各自治体が検討し、随時実施している 国民年金業務においても、<u>届書等を紙媒体ではなく電子的な方策により受理すべきと考えており、年金局及び日本年金機構ではマイナポータルとねんきんネットの連携による利便性のある電子申請環境の構築とその利用推進に取り組んでいる</u> 今後、電子申請の進展に伴い来所する方が将来的に減ることにより、窓口のコンパクト化が想定される。一方では、電子申請の利用ができない手続きやデジタルに不慣れなため来所される方等への対応は窓口で行われる 「書かない窓口」の検討では、住民サービスの向上と市町村事務の効率化の実現を目的として進めて参りたい <p>■検討の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体で検討、実施されている書かない窓口対策を踏まえ、<u>国民年金業務システムとして具備すべき機能やシステム仕様等の検討</u>
No7. 「交付金事務」の 業務改善等に係 る検討	<p>■検討の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付金(国民年金及び生活者支援給付金)に係る事務につきましては通年・定例で発生し、その対応にご負担をおかけしている。特に年末から年度末にかけて多大なご負担をおかけしている状況にあり、何らかの業務改善ができないか、年金局内でも検討を行っている 交付要綱の改正は、国民年金等の事務の実態調査を踏まえて行うべきものであるが、<u>現在の要綱の範囲内(現在の要綱外であっても実態調査を踏まえる必要のない軽微な修正等を含む)で、検討が行える事項がないか、皆様の御知見等を頂きたい</u> <p>■検討の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>全ての市町村、地方厚生局及び年金局の間のネットワーク連携については、本研究会検討事項の対象外とする。ただし、何らかの方策によりネットワーク連携ができるという前提で、改善できる事項がないかの御知見を頂きたい</u> ※個人情報等を含むものではないため、一般的なインターネットの活用等もあり得るため 全ての市町村と日本年金機構の間のネットワーク連携が可能となる、という前提とする

EOF